

## 公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、県央圏域広域都市計画マスタープランの素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年8月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

### 1 公聴会の日時

平成28年10月4日（火）午後7時から

### 2 公聴会の開催場所

三条市南四日町二丁目10番3号

嵐南公民館大集会室

### 3 事案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域マスタープラン」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。県央圏域には、三条市、加茂市、燕市、弥彦村及び田上町が含まれる。

### 4 素案の縦覧

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課、三条市建設部建設課、加茂市都市計画課、燕市都市整備部都市計画課、弥彦村建設企業課及び田上町地域整備課において、9月14日（水）まで縦覧に供する。

### 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

三条市、加茂市、燕市、弥彦村及び田上町の住民並びに利害関係者

### 6 公述申出の方法

素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

### 7 公述申出期限

平成28年9月14日（水）（必着のこと。）

### 8 公述申出先

- (1) 三条市興野1丁目13番45号（〒955-0046）  
新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 0256-36-2308
- (2) 三条市旭町2丁目3番1号（〒955-8686）  
三条市建設部建設課  
電話 0256-34-5714
- (3) 加茂市幸町2丁目3番5号（〒959-1392）  
加茂市都市計画課  
電話 0256-52-0080
- (4) 燕市吉田西太田1934番地（〒959-0295）  
燕市都市整備部都市計画課  
電話 0256-77-8263
- (5) 弥彦村大字矢作402番地（〒959-0392）  
弥彦村建設企業課  
電話 0256-94-1022
- (6) 田上町大字原ヶ崎新田3070番地（〒959-1503）  
田上町地域整備課  
電話 0256-57-6223

### 9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

### 10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

### 11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の60名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429